

津山市立図書館家具等製作設置業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「津山市立図書館家具等製作設置業務」に係る業務委託契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名称

津山市立図書館家具等製作設置業務

(2) 業務内容

美作材を活用した図書館家具・用品の企画デザイン、製作、設置に関する業務

(3) 期間

令和5年9月1日～令和6年3月31日

3. 見積上限額

3,933,000円（消費税額及び地方消費税額含む）

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール

公募開始（ホームページ掲載） 質問の受付開始	令和5年5月22日（月）から
現地案内会の開催（予約制・随時）	令和5年5月25日（木）～6月8日（木）
質問の提出締切	令和5年6月9日（金）18時まで（必着）
質問の回答（ホームページ掲載）	令和5年6月13日（火）
参加申込の提出締切	令和5年6月16日（金）18時まで（必着）
参加資格審査の結果通知	令和5年6月21日（水）
企画提案書等の提出締切	令和5年7月20日（木）18時まで（必着）
審査会の開催（プレゼンテーション）	令和5年8月2日（水）
審査結果の通知	令和5年8月18日（金）
契約締結	令和5年9月1日（金）

※日程については都合により変更になる場合があります。

6. 必要な参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示 津山市水道事業管理規程 第1号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名保留（以下「指名停止等」という。）の期間中でないこと。また、指名業者に未登録の者も含め、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。なお、公募開始の日から結果通知の日までの間に、上記に該当する場合は、参加資格を失うものとする。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税、岡山県税、津山市税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税を滞納している者でないこと。
- (6) 岡山県内に、契約締結権を有する本社、支社、事業所、営業所等を有すること。

7. プロポーザルに関する質問の受付及び回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第1号）により、ファクシミリ又はメールで提出してください。

ファクシミリまたはメール以外の方法による質問は受け付けません。

(2) 提出期限

令和5年6月9日（金）18時まで（必着）

(3) 提出場所

津山市立図書館のファクシミリ

FAX：(0868)24-3529

津山市立図書館のEメール

Eメールアドレス：library@tvt.ne.jp

(4) 回答方法

津山市のホームページにて公表します。（ホーム>暮らし>事業者の方へ>募集）

(5) 回答日時

令和5年6月13日（火）

8. 参加申込の受付・参加資格審査通知の送付

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。ただし、令和3・4年度津山市指名業者登録名簿（物品・役務）に登録されている者は次の書類の内「オ～コ」の書類を省略することができます。

ア 参加申込書兼誓約書（様式第2号）

イ 業務実績書（様式第3号）

ウ 委任状（必要に応じて。様式第4号）

エ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第5号）

オ 法人の国税の納税証明書の写し

（申請日より3カ月以内に発行のもの）

カ 法人の岡山県税の納税証明書

（令和5年5月1日以降証明分 岡山県に課税がある場合のみ）

キ 法人の津山市発行の市税等納税証明書

（令和5年5月1日以降証明分。津山市に課税がある場合のみ）

ク 登記事項証明書（現在事項証明）の写し

（申請日より3カ月以内に発行のもの）

ケ 財務諸表の写し（直近決算のもの）

コ 営業実績書（様式第8号）

(2) 提出期限

令和5年6月16日（金） 18時まで（必着）

(3) 提出方法

下記の提出場所に持参又は津山市立図書館宛に郵送（一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又はセキュリティーサービスを付したゆうパック）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けません。

(4) 提出場所

津山市立図書館

〒708-0831 津山市新魚町17 アルネ・津山4階

電話：(0868)24-2919 FAX：(0868)24-3529

(5) 参加資格審査の結果通知

令和5年6月21日（水）

ファクシミリ及び郵送にて、参加の可否を送付します。

9. 現地案内会の開催

(1) 実施日

令和5年5月25日(木)～6月8日(木) 10:00～18:00

予定 津山市立図書館本館・久米図書館

対応は1社1時間以内とし、あらかじめファクシミリまたはメールで申込した日時でご来館ください。個別に職員が対応します。

(2) その他

具体的な企画提案の参考のため、各図書館の設置場所の案内のほか、現地の確認と各部の採寸を許可します。

質問等については受け付けますが、その場では回答しません。「7.プロポーザルに関する質問の受付及び回答」を参照の上、期限内にご質問ください。回答は後日津山市ホームページに掲載します。

※現地案内会への参加は必須ではありませんが、不参加のため提案内容に不都合が生じた場合でも異議を唱えることはできません。

10. 企画提案書提出期日及び作成方法

(1) 提出期限

令和5年7月20日(木) 18時まで(必着)

(2) 提出方法

下記の提出場所に持参又は津山市立図書館宛に「津山市立図書館家具等製作設置業務企画提案書在中」と朱書きで記入の上、郵送(一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又はセキュリティーサービスを付したゆうパック)の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けません。

(3) 提出場所

津山市立図書館

〒708-0831 津山市新魚町17 アルネ・津山4階

電話:(0868)24-2919 FAX:(0868)24-3529

(4) 提出書類

ア. 企画提案書(様式第6号)

正本(社名印・代表者印のあるもの)1部

副本(社名印・代表者印のないもの)8部

(ア) A4判用紙、縦型、左綴じで作成し、ページ番号を付して添付書類を含めてA4判フラットファイルに綴じて提出すること。

(イ) 企画提案書の提案内容について記載すること。

(ウ) 仕様書記載の家具等それぞれについて記載すること

(エ) 「津山市立図書館家具等製作設置業務仕様書」に基づき作成すること。

イ. 見積書（様式第7号）正本（社名印・代表者印のあるもの）1部

- (ア) 見積書に記載する委託料は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額（10%で計上）とし、「3. 見積上限額」に示す見積上限金額の範囲内であること。
- (イ) 見積書には、「津山市立図書館家具等製作設置業務仕様書」の各品目に基づいた内訳書を添付すること。
- (ウ) 見積内容は、企画提案書と同一のものとし、相違するものは認めません。
- (エ) 見積額が「3. 見積上限額」を超える場合又は本事業の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合があります。

ウ. 注意事項

- (ア) 提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。
- (イ) 審査の対象項目となるため配点の算定式など審査基準表を確認すること。

11. 審査方法

本プロポーザルの審査は以下及び別紙「津山市立図書館家具等製作設置業務に係る公募型プロポーザル審査基準表」のとおり行います。

(1) 審査について

企画提案について書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、「津山市立図書館家具等製作設置業務に係る公募型プロポーザル審査基準表」に基づき審査し、最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施日時

(ア) 令和5年8月2日（水）

※会場、時間等詳細については別途連絡します。

※プレゼンテーション及びヒアリング審査に出席できない場合は、提案を取下げの扱いとなるので必ず出席してください。

※プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って説明してください。

(イ) 実施時間

30分程度

- ・プレゼンテーション20分以内（厳守）
- ・質疑応答 10分程度

12. 審査基準及び配点等

提出書類及び企画提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングに基づき、「津山市立図書館家具等製作設置業務に係る公募型プロポーザル審査基準表」の各項目を審査委員会の審査員がそれぞれの視点から考慮して総合的に審査し、各項目の配点に従って採点し、以下を適用した上で、最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

- (1) 最適な提案者が2者以上あるとき
提案者それぞれの得点と同じ場合は、くじ引きにより最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- (2) 提案者が1者しかいないとき
提案者が1者のみである場合であっても、その提案は有効とします。
- (3) 提案者の失格
 - ①「6. 必要な参加資格」を満たさなくなった場合
 - ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
 - ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
 - ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
 - ⑤プレゼンテーションを欠席した場合
 - ⑥「3. 見積上限額」に示す見積上限金額を超えた見積の場合
 - ⑦審査基準で設定する、最低基準点を下回った場合
 - ⑧その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

13. 審査結果の通知

審査の結果については、以下のとおり審査を受けた者に対して通知します。

- (1) 通知方法 審査の結果は書面により通知します。
- (2) 通知時期 令和5年8月18日（金）

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とします。

14. 契約手続等

最適な提案者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約締結に向けた手続を行います。なお協議により、最適な提案者と契約ができない場合又は、「12. 審査結果（3）」の失格条件に該当した場合は、次順位の提案者（次点）と契約について協議するものとします。

15. 情報公開

審査の結果については、津山市ホームページ上で公表します。公表する内容は以下のとおりとします。

- (1) 最適な提案者名（最適な提案者以外の者は仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条

第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとします。

16. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しません。
- (3) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

17. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とします。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を津山市立図書館宛に提出してください。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(4) 異議申立

参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

18. 問い合わせ先

津山市地域振興部生涯学習課

津山市立図書館

〒708-0831 津山市新魚町17 アルネ・津山4階

電話：(0868)24-2919 FAX：(0868)24-3529

担当者：平尾、浅浦